最終更新日：2015年12月18日

日本システム技術株式会社
代表取締役社長執行役員　平林　武昭
問合せ先：取締役執行役員　本社管理部門担当　大門　紀章
証券コード：4323
http://www.jast.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

社団法人経済同友会の企業経営委員会では、コーポレート・ガバナンスについて、「企業の継続的な成長・発展を目指して、より効率的で優れた経営が行われるよう、経営方針について意思決定するとともに、経営者の業務執行を適切に監督・評価し、動機付けを行っていく仕組み。」と定義付けております。

また、OECD（経済協力開発機構）の”Principles of Corporate Governance”によると、「良きコーポレート・ガバナンス制度は、企業が経営資源を効率的に活用し、その広範なる関係者及び地域社会の利害に対して配慮することを保証し、取締役会が株主及び当該企業に対する説明責任を果たすことを確約する後ろ盾となるものであり、また同時に、企業が国内外の投資家の信頼を維持し、より長期安定的な資本提供を得るための助力となるものである。」とされております。

さらに、東京証券取引所の上場会社コーポレート・ガバナンス・コードにおいては、「会社が、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための仕組みを意味する」とされております。

こうした根本精神を踏まえ、当社では、現在の経済環境に則したあるべき経営を目指して企業の統治を進めたいと考え、買い手・売り手・出資者・世間がそれぞれwin-win（双方有益）の関係を築くべく、お客様、株主の皆様、社員、社会の「四方良し」の理念を掲げ、それぞれの価値を最大化し、全体としての企業価値を高めることにより安定的成長を実現させたいと考えております。今後も、必要な各方面のご意見を真摯に受け止めながら、当社を熟知した役員が現状に果敢に挑戦しつつ、会社を変革し続けてまいる所存であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【原則１－２．株主総会における権利行使】

＜補充原則１－２－２＞

株主総会の招集通知の発送は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、法令に定める期間よりも前に発送するよう努めておりますが、現状では招集通知に記載する情報の正確性を担保するため、招集通知発送より前に当社ホームページなどによる電子的な公表はしておりません。今後、招集通知の早期発送に努めるとともに、招集通知発送前の公表についても検討してまいります。

＜補充原則１－２－４＞

機関投資家、海外投資家を含め株主が議決権を行使しやすい環境作りの必要性は認識しております。議決権行使プラットフォームの利用につきましては議決権行使率や機関投資家の比率を、招集通知の英訳につきましては海外投資家の比率を、それぞれ勘案しながら、導入するか否かを判断してまいります。なお、海外投資家に会社状況を理解していただくべく、決算短信及び主要な開示事項の英訳版につきましては、当社ホームページに掲載しております。

【原則４－８．独立社外取締役の有効な活用】

当社は、取締役5名のうち社外取締役1名、監査役3名のうち社外監査役2名を選任しており、当該社外役員全員を独立役員として登録しております。社外取締役は1名ではありますが、国内及び海外における会社経営の経験者であり、豊富な知識や経験に基づいた助言・提言・意見により、取締役の意思決定の妥当性や適正性を確保する役割を担っており、現段階において当社の独立社外取締役としての責務を十分に果たしております。加えて、監査役により法令上与えられた権限執行が随時なされていることから、社外役員3名で十分に経営の監視及び監督は機能しているものと考えております。

ただし、当社は、より多様な専門的知識、経験を有した社外取締役を選任することが取締役会における議論を一層活性化させ、適切な意思決定を担保するものと考えておりますので、社外取締役の増員に向けて、当社のコーポレート・ガバナンス充実に資する経歴、経験、知識を有する適任者の選任を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則１－４．いわゆる政策保有株式】

政策保有株式に関する方針及びその議決権行使についての基準は以下のとおりであります。

・政策保有に関する方針

上場株式を保有しないことを原則としますが、業務提携その他経営上の合理的な理由から保有する場合には、目的に応じた保有であることを定期的に確認いたします。

・政策保有に係る議決権の行使についての基準

政策保有株式に係る議決権行使については個別に判断いたします。

【原則１－７．関連当事者間の取引】

当社では関連当事者取引は行わないことを基本方針としており、実際の取引事例もありません。なお、一般の取引先と同様に関連当事者取引の場合においても、社内規程に従い、以下の手順による判断が行われます。

（1）反社会勢力に関するチェック
（2）新規取引に関する稟議決裁
（3）与信判定、与信付与
（4）見積決裁基準に則った金額の決定

また、関連当事者取引の有無の事後確認についても、以下手順により行っております。

（1）財務経理部門において四半期決算毎に関連会社、子会社への関連当事者取引の有無確認
（2）総務部門において役員の異動発生時と決算期末毎に各役員宛に取引有無の確認

通常、役員が個別の案件に関わることはなく、また、上記一連の手順に加え、役員が取引の当事者であるかどうかに関わらず、全ての取引は

当社の規程体系に例外なく則って処理されるため、取引の透明性は高いと考えております。

【原則3－1. 情報開示の充実】
（1）経営理念
当社の最大の経営資源は全社員に深く浸透した経営理念であると考えております。当社の経営理念体系の詳細は、以下の当社ホームページを参照ください。
http://www.jast.jp/corporate/policy/
（2）経営戦略、経営計画
当社グループは、さらなる企業価値の向上を図るため、中長期経営計画を定めております。長期目標として2020年度をターゲットとした「JASTビジョン2020」を掲げ、それを元にした中期経営計画を策定しております。
（3）コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
本報告書I. 1. の「基本的な考え方」を参照ください。
（4）取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
本報告書II. 1. の【取締役報酬関係】の「報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容」を参照ください。
（5）取締役・監査役候補の選任に当たっての方針と手続
取締役・監査役候補は、人格や識見、経験や実績等を元に、その責務を果たすことができる適任者を選任する方針とし、取締役会で決定するものといたします。
（6）取締役・監査役候補の個々の選任・指名についての説明
社外取締役の選任理由は、本報告書II. 1. の【取締役関係】の「会社との関係(2)」の「選任の理由」を参照ください。社外監査役の選任理由は、本報告書II. 1. の【取締役関係】の「会社との関係(2)」の「選任の理由」を参照ください。

【原則4－1. 取締役会の役割・責務(1)】
＜補充原則4－1－1＞
取締役会は、業務執行機能の強化及び迅速化を図るため、法令、定款及び社内規程により、業務執行の意思決定を執行役員に委任することができ、その委任する権限の範囲は、社内規程の定めるところにより取締役会で決定しております。

【原則4－9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
取締役会は、独立社外取締役の独立性に関する考え方として、東京証券取引所が定める「独立役員の確保に係る実務上の留意事項」に定める独立性基準を踏まえた上で、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物を候補者として選定することを基本方針としております。

【原則4－11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
＜補充原則4－11－1＞
当社の取締役会は、10名以内の適切な人数で構成し、取締役は会社の重要な経営判断及び他の取締役や執行役員の業務執行について監督を行う役割を果たすため、その経歴、経験、知識のバランス及び多様性を考慮いたします。なお、社外取締役は、当社役員の指名方針及び社外役員の独立性判断基準に基づき候補者を選任しております。
＜補充原則4－11－2＞
取締役及び監査役の兼任状況は、有価証券報告書、株主総会招集通知等を通じ、適切に開示いたします。
＜補充原則4－11－3＞
取締役会の実効性確保については、監査役が定期的に代表取締役との意見交換を実施し、取締役会の運営改善に努めております。また、監査役会は、取締役会の監督機能及び業務執行機能に関して、ビジネス、ガバナンス、リスク管理に関する事項等を含む取締役会全体の実効性について、監査役会としての分析・評価を行い、意見を述べております。

【原則4－14. 取締役・監査役のトレーニング】
＜補充原則4－14－2＞
当社は、取締役及び監査役がその役割・責務を適切に果たすために必要なトレーニングを適宜実施いたします。取締役及び監査役が新たに就任する際は、外部機関が開催する法律、コーポレート・ガバナンス、財務会計等の研修会に参加する機会を提供いたします。また、社外取締役及び社外監査役が新たに就任する際は、当社の事業内容の説明を担当取締役、担当執行役員等が説明いたします。

【原則5－1. 株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、株主との建設的な対話を通じ、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するように努めております。株主との建設的な対話を促進するための体制整備に関し、株主との対話を統括する役員としてIR担当部門、経営企画部門を統括する役員を指定し、株主との対話を補助する各部門間の情報共有を正確かつ確実に行ってまいります。また、決算説明会や個人投資家向け説明会を通じ、代表取締役自身が株主と直接対話する場を設けております。なお、株主との対話に際しては、インサイダー情報の漏洩防止に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ジャスト	1,450,100	25.84
日本システム技術従業員持株会	687,540	12.25
平林　卓	139,320	2.48
平林　武昭	83,900	1.49
永緑　忠夫	62,900	1.12
丸山　眞道	60,610	1.08
堀　正憲	56,700	1.01
株式会社SBI証券	54,300	0.97
山本　修	54,150	0.96

平林　大	54,000	0.96

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明
―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
中村　俊一	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中村　俊一	○	―――	グローバル企業での豊富な経験や幅広い知識を有しておりますので、当社の健全かつ効率的な経営の推進についてご指導いただくために選任しております。また、当社と利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないので一般株主保護の観点より独立役員に指名しております。なお、東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準に適合しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人の監査報告会への監査役の出席及び両者の適時の情報交換等により、監査の内容並びに実効性の充実に努めております。
また、監査役会への内部監査部門の出席、監査役監査の内部監査部門による実務面での補助及び適時の情報交換等により、監査の内容並びに実効性の充実に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
妙中　茂樹	公認会計士													
最上　次郎	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
妙中　茂樹	○	―――	公認会計士、税理士としての専門的見地から会計、税務全般に関する豊富な知識を有しておりますので、当社の財務面についての監査を行うために選任しております。また、当社と利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないので一般株主保護の観点より独立役員に指名しております。なお、東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準に適合しております。
			弁護士として培われた豊富な法律知識を当社の監査体制に反映していただくことを期待したためであります。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂

最上　次郎	○	―――	行できるものと判断しております。また、当社と利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないので一般株主保護の観点より独立役員に指名しております。なお、東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準に適合しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

報酬については、業績連動の要素を積極的に加味しつつも過度のインセンティブが働かないよう配慮した制度構築を心がけております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

前連結会計年度においては、取締役7名に支払った報酬は1億16百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬は、業績連動型報酬体系を採用しております。具体的には、社員の賃金水準と過大な乖離が生じないよう考慮し設計された役員の役職別業績評価ランク別報酬テーブルに基づき、代表取締役社長の各役員に対する評価をもとに、取締役は取締役会の決議により、監査役は監査役会の協議により決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

監査役の職務を補助すべき専任の従業員等は置いておりませんが、監査役の職務を補助すべき組織として、内部監査部門がこれを担当することとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社では、各々の専門分野を有する監査役会メンバーが、取締役の職務の執行全般に対し多角的に監査することを狙いとして、監査役制度を採用しております。内部監査は、他部門から独立した組織である監査室が年間を通じて計画的にこれを実施し、各部門の所管業務が法令及び社内諸規程等に従い適切且つ有効に運営されているか否かを監査し、会社の財産の保全及び経営効率の向上に資することを目的としております。連結財務諸表等の会計監査については有限責任監査法人トーマツに依頼しており、前連結会計期間においては、2名の業務執行社員及び9名の主要監査従事者（公認会計士5名、その他4名）の計11名により監査が行われております。

経営上の重要事項に関しては、毎月開催され全取締役等が出席する経営会議において審議・検討するとともに、必要に応じ随時に取締役会を開催し、効果的意思決定を図ることとしております。監査役は、取締役会に出席し、独立性の高い立場からの意見表明を行うことにより、経営管理の健全化に努めております。なお、取締役会の活性化のため取締役の任期は1年としております。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社事業に精通した各取締役が各々の事業分担を明確にし、事業の運営に当たることにより、変化への迅速な対応が可能になると考えております。また、社外監査役を含む監査役会は、取締役会を始め社内の重要な会議に出席し、経営の諸活動全般並びに業務の執行状況の適法性、適正性を監査することを通じて、経営監視機能の充実に努めております。こうした企業統治の観点から現体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会は集中日を回避した開催とし、株主の参加人数の向上を図る。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算及び通期決算後の開催。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページアドレスは、http://www.jast.jp	
IRに関する部署（担当者）の設置	情報開示担当部門である経営企画室が主管となり、関連部門と連携を図りながら実施。	
その他	不定期に個人投資家向けの説明会、機関投資家向けスモールミーティング等の実施。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001 の取得の他、地域毎に個別活動を実施。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	各種情報提供、開示に際しては、法令及び取引先との各種契約の遵守に加え、会社で定めた情報管理関連諸規程並びにディスクロージャー・ポリシー等を遵守。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制構築の基本方針として、以下のとおり定めております。

1. 基本的考え方
当社は、「情報化の創造・提供による社会貢献」をモットーとして、いかなる企業系列にも属さない完全独立系の特徴を活かし、総合情報サービス企業として自由な立場で幅広い分野の開発業務に取組むことを経営の基本方針とする。この基本方針に則り、当社では、現代の経済環境に則したあるべき経営を目指して企業の統治を進め、お客様、株主の皆様、社員、社会がそれぞれwin-win（双方有益）の関係を築くべく、「四方良し」の理念を掲げ、それぞれの価値を最大化し、全体としての企業価値を高めることにより安定的成長を実現する。また、こうした成長の原動力となるのは従業員ひとりひとりの情報システム開発に対する情熱と顧客への誠心誠意のサービスであり、そのためには人間力の研鑽が何よりも先行すべきである、との経営理念に基づいた「人づくり」経営に徹する。これらの経営基本方針を全うする前提として、法令等を遵守し企業としての社会責任を果たすため、当社は内部統制システムの構築を行う。

2. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) 当社の取締役及び使用人は、法令、経営理念、社則並びに社会倫理を誠実に遵守し、企業経営を遂行する。
(2) 当社は、各々の専門分野を有する監査役が取締役の職務の執行全般に対し多角的に監査することを狙いとして、監査役会を設置する。
(3) 当社は、各部門の所管業務が法令、定款及び社内諸規程に従い適切且つ有効に運営されているか等について監査することを狙いとして、他部門から独立した内部監査部門を設置する。
(4) 当社は、コンプライアンス規程を制定し、罰則規定の明確化及び社内通報制度の運用等を通じた違反行為の防止並びに違反行為発生時の迅速な解決を図る。
(5) 当社は、職務執行上の内部牽制を有効に機能ならしめるため、主要部門間における部門責任者の兼務を行わない。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、法令及び当社社内規程に沿って適切に保存及び管理の運用を実施する。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
各部門は、地域別、事業分野別に実施する業績検討会議において、プロジェクトの状況、業績見通し、クレーム情報、代金回収状況並びにトラブル状況等の事業活動状況を報告し、このうち重要な事項については、取締役及び執行役員で構成される経営会議に上程し、対策を審議・決定する体制をとる。
万一の緊急事態の発生時には、リスク管理規程に従い、事実確認・調査から対策本部の設置並びに事態収拾に至る一連の手順についての迅速な遂行を図る。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
前項4. に掲げた体制に加え、当社では、年度事業計画の策定及び実績管理に基づき、職務執行の効率的な実施を図る。年度事業計画は部門別に策定し、取締役会の決議によりこれを決定する。また、業績検討会議においては、各部門の目標に対する進捗状況及び問題点について報告するとともに、経営会議に重要事項を上程し、重要方針の決定並びに対策指示等を行う。なお、経営会議は原則として毎月開催することにより、意思決定の迅速化を図る。

6. 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社では、連結子会社の経営においては、各社の自主性を尊重しつつも、関係会社管理規程に則り定期的な営業報告、財務報告等を受け、経営会議にて検討の上、必要な指示指導を行う。また、必要に応じて連結子会社の代表者が経営会議に出席し状況説明を行うことにより、各社の経営状況を把握し、強固なグループ経営体制の維持を図る。
当社の内部監査部門は、連結子会社の業務に係る監査についても定期的に実施する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社は、監査役の職務を補助すべき使用人を置いていないが、監査役の職務を補助すべき組織として、内部監査部門がこれを担当する。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
前号に記載する内部監査部門は代表取締役社長の直轄組織とし、他のいかなる事業部門担当取締役の管轄組織にも属さないものとする。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制
(1) 取締役及び使用人は、各々の職責に応じ、取締役会、経営会議及びその他の意思決定会議に出席し、監査役に重要事項の報告を行うものとする。
(2) 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見した場合には、遅滞なく監査役に報告するものとする。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、重要な意思決定過程並びに業務の執行状況等を把握するため、取締役会に出席するとともに、取締役並びに使用人からの説明を求めることとする。また監査役は、監査役会規程及び監査役監査基準に基づく独立的立場による適正な監査を実現するため、会計監査人並びに内部監査部門と適切な連携を保つものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係をもたない。また不当な要求がなされた場合には、所轄警察署並びに顧問弁護士等と連携し、要求に屈することなく毅然とした態度で対応する。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社グループは、その売上の約80%を占める当社と、独立経営を基本方針として事業を営む国内子会社3社及び海外子会社4社で構成されており、事業の執行権限を各子会社に委ねることにより各社固有な経営環境における意思決定の迅速化を図ると同時に、各子会社の事業活動状況を当社の関係会社管理部門が監督し、グループ経営戦略の統合と経営の透明性を確保しております。

当社では、経営管理、法務、会計等、各々の専門分野を有する監査役会メンバーが取締役の職務の執行全般に対し、多角的に監査することを狙いとして、監査役制度を採用しております。

内部監査につきましては、他部門から独立した組織である監査室がこれを実施しており、各部門の所管業務が法令、定款及び社内諸規程に従い適切且つ有効に運営されているか否かを監査し、会社の財産の保全ならびに経営効率の向上に資することを目的としております。経営上の重要事項に関しましては、当社の取締役、常勤監査役及び執行役員が常時出席し、部門責任者などが必要に応じ参画する「経営会議」を毎月開催し、審議・検討するとともに、必要に応じ随時に取締役会を開催し、効果的意思決定を図ることとしております。

会社情報の開示につきましては、「ディスクロージャー・ポリシー」及び「会社情報適時開示規程」を定め、投資者の皆様や利害関係者の皆様に対して積極的に、当社グループに関する重要情報を開示し、その他の情報につきましても、株主・投資家等の皆様の判断に有用と考えられる情報につきましては公平かつ積極的な開示を行い、経営活動の透明性を高めるよう努めております。

